

## 議案第23号

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年2月22日

つくば市長 市 原 健 一

### つくば市介護保険条例の一部を改正する条例

つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第1号及び第2号中「25,100円」を「29,100円」に改め、同条第3号中「37,700円」を「43,600円」に改め、同条第4号中「50,300円」を「58,200円」に改め、同条第5号中「57,800円」を「66,900円」に改め、同条第6号中「62,800円」を「72,700円」に改め、同条第7号中「75,400円」を「87,300円」に改め、同条第8号中「88,000円」を「101,800円」に改める。

附則第2条から第4条までを次のように改める。

（平成24年度における普通徴収の特例）

第2条 平成24年度に限り、第7条第1項中「その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額」とあるのは、「その者の前年度の保険料の額を基に算定した当該年度の仮の保険料の額を当該年度の当該保険

料に係る納期の数で除して得た額」とする。

(平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率の特例)

第3条 令附則第16条第1項又は第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第4条の規定にかかわらず、37,800円とする。

第4条 令附則第17条第1項又は第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第4条の規定にかかわらず、52,300円とする。

附則第5条から第16条までを削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。